

下田市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、下田市負担金補助及交付金に関する規則（昭和31年下田市規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に結婚を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料等をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額を除く。
- (3) 引越費用 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間の引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯とする。

- (1) 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である世帯。ただし、次のア又はイに該当する場合は、それぞれに記載する計算方法により算出する。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については所得なしとして夫婦の所得を算出した金額
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (2) 住居を市内に有し、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票に記載される住所が当該住居の住所となっていること。
- (3) 婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が34歳以下であること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額（以下「住居費等」という。）を対象とし、1世帯当たり30万円を限度とする。ただし、住居費等がこれに満たない場合は、その額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 物件の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し（住宅を購入した場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- (8) 引越しに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び実績報告は、平成31年3月31日までに行われなければならない。

（交付の決定及び確定）

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第3号。以下「決定等通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により決定等通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った日から起算して14日を経過する日までに、規則第14条第1項に規定する請求書により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(失効等)
- 2 この告示は、平成31年3月31日限り効力を失う。ただし、同日以前に第6条の交付の決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示失効後も、なお効力を有する。